

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項中

財団法人佐賀県土木建築技術協会（昭和五十七年十一月一日に佐賀県土木建築技術協会という名称で設立された法人をいう。）

を

財団法人佐賀県土木建築技術協会（昭和五十七年十一月一日に財団法人佐賀県土木建築技術協会という名称で設立された法人をいう。）
一般財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。